

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	資料の館外貸出	
根拠条例等・条項	堺市博物館管理運営規則第7条	
所 管 課	文化観光局 博物館 学芸課	
審 査 基 準	<p>(1)館外貸出により、資料の保存に影響を及ぼす恐れがないと認められること。</p> <p>(2)現に資料が展示されていないこと。</p> <p>(3)館長が資料の館外貸出をすることを適当と認めること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	10日間
	標準処理期間を設定できない理由	